

高知広域都市計画区域マスタープラン 概要版

～ 平成 30 年 3 月改定 ～

都市計画区域マスタープランとは…

都市計画の基本的な考え方について、おおむね20年後の都市の姿を展望し、広域的な視点から、まちづくりを進めていくための方向性を示したものが『都市計画区域マスタープラン』です。

高知県では、平成16年に高知広域都市計画区域において、都市計画区域マスタープランを策定しましたが、策定から10年あまりが経過し、南海トラフ地震の被害想定や人口減少、高齢化の進展など、社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画区域マスタープランを見直し、平成30年3月に改定しました。

都市計画区域マスタープラン
(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

即する

市町村マスタープラン
(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

即する

市町村総合計画等
(地方自治法に基づく市町村の基本構想等)

…県が、おおむね20年後の都市の姿を見通して、広域的な視点から都市計画や都市づくりの方針を定めます。

…市町村が、地域に密着した視点からまちづくりの方針を定めます。

用語解説

◆都市計画区域

人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える区域のことです。

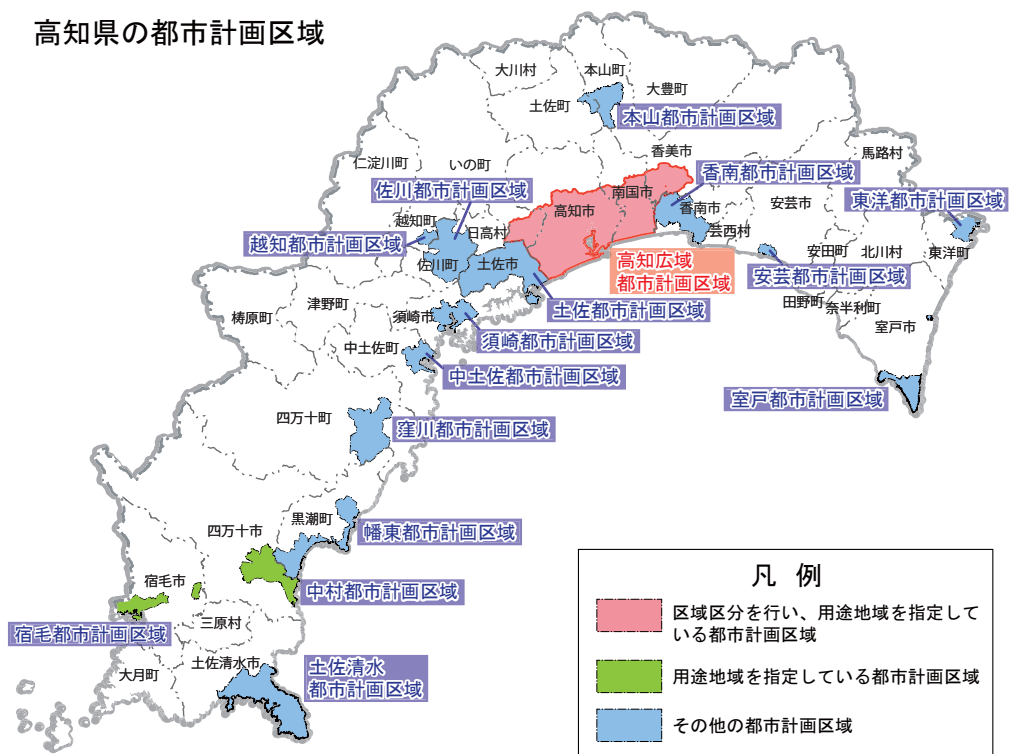
◆区域区分(線引き)

都市計画区域を、計画的に市街化を図る区域と自然や農地を保全する区域に区分することです。

◆用途地域

住居、商業、工業など、それぞれの環境を守り、効率的な活動を行うために土地を合理的に利用するルールを定めている地域です。

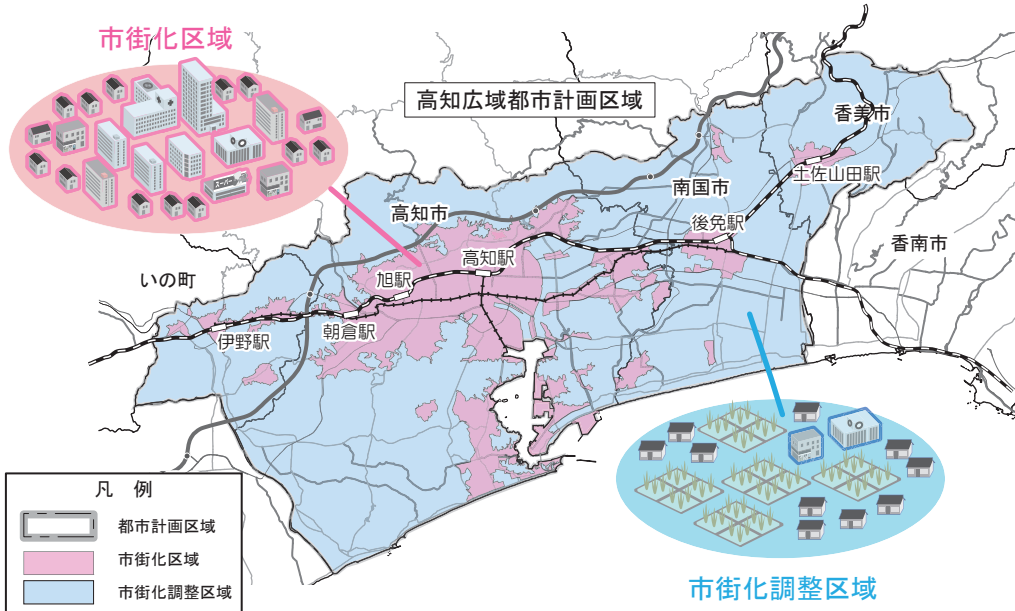
高知県の都市計画区域



高知広域都市計画区域とは…

県都高知市を含む周辺地域において、地形や土地利用などの自然的条件、交通施設の設置状況、日常生活のつながりなどにおける都市の一体性から、高知市、南国市、香美市、いの町の一部を高知広域都市計画区域として指定しています。

また、無秩序な市街化を防止し、計画的に市街地を形成するため、区域区分（線引き）を定めています。



用語解説

◆市街化区域

既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。

◆市街化調整区域

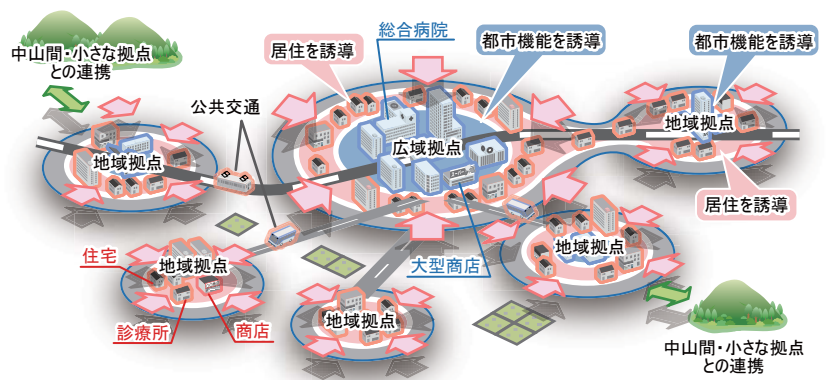
市街化を抑制すべき区域。

改定のポイントは…

▶ 高知県や市町村が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を踏まえる

- ◆ 多極ネットワーク型のコンパクトな都市の形成に向けた方針を示します。
- ◆ 日常生活の利便性の確保と、だれもが移動しやすい交通環境の充実に向けた方針を示します。
- ◆ 地産外商の強化や観光振興、新たな産業集積などによる地域活力の向上に向けた方針を示します。

『多極ネットワーク型のコンパクトな都市』イメージ



▶ 東日本大震災での教訓を南海トラフ地震などの自然災害に活かす

- ◆ 事前・応急・復旧・復興の各段階に備えた「多重防御型まちづくり」の考え方を盛り込みます。

▶ 既存コミュニティの維持を図るための方針を示す

- ◆ 市街化調整区域において、市町の実情に応じた開発許可制度の運用の方針を示します。

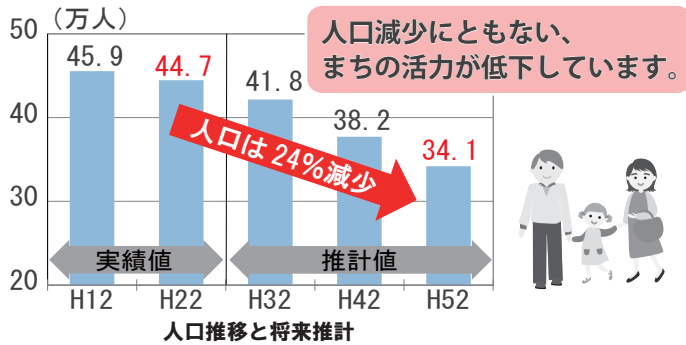
▶ 協働のまちづくりに向けた方針を示す

- ◆ 「自助」「共助」「公助」それぞれの役割分担と協働によるまちづくりに向けた方針を示します。

現状と課題

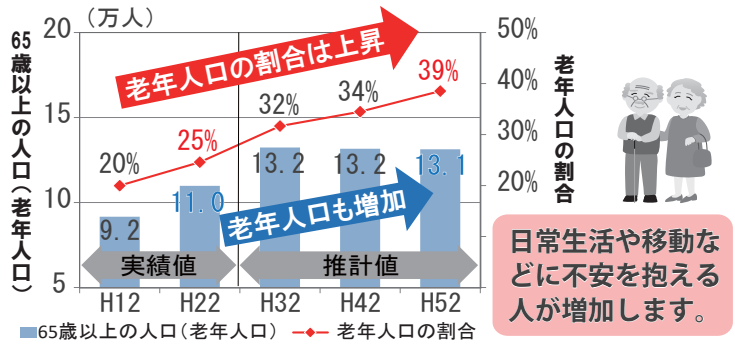
今後、人口減少や高齢化が進むことによって、これまで多くの人々に支えられてきた中心市街地や公共交通などが衰退し、日常生活に支障をきたすおそれがあります。

人口減少の進展



※高知広域都市計画区域を構成する3市1町の行政区画の人口推移
出典：H12-H22 国勢調査（総務省）
H32-H52 日本の地域別将来推計人口（H25.3推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

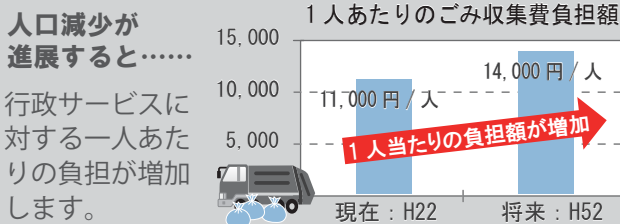
高齢化の進展



※高知広域都市計画区域を構成する3市1町の行政区画の人口推移
出典：H12-H22 国勢調査（総務省）
H32-H52 日本の地域別将来推計人口（H25.3推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

課題1 持続可能なまちの実現

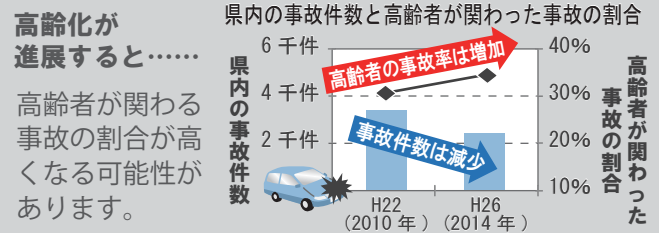
一定の人口密度の維持や財政コストの低減による持続可能なまちの実現が必要です。



※H23高知県一般廃棄物処理事業の概況（高知県）と将来人口推計を基に算出

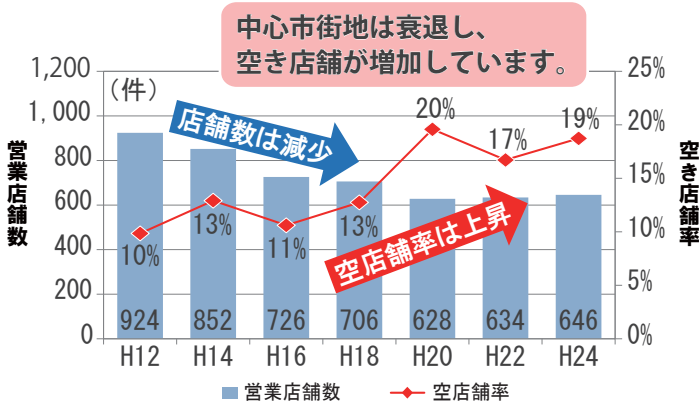
課題2 暮らしやすいまちの実現

日常的な生活サービスの維持と公共交通の充実による暮らしやすいまちの実現が必要です。



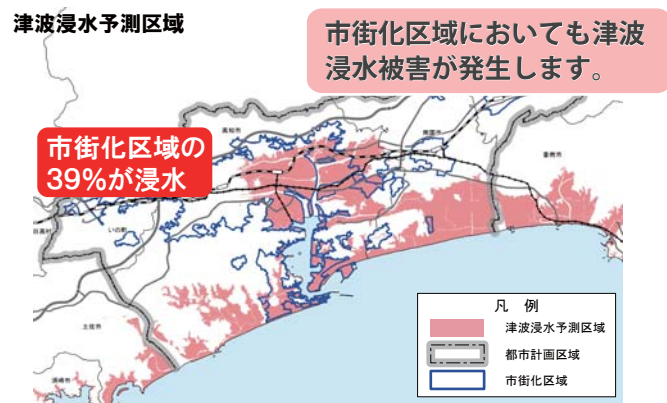
出典：H22・H26 交通事故の概況（高知県警察本部 交通企画課）

中心市街地の衰退



出典：H12～H24 高知市商工労働行政の概要（高知市商工観光部）

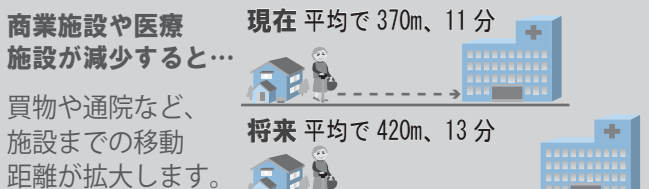
南海トラフ地震による被害想定



出典：H24（高知県版第2弾）南海トラフ地震の巨大地震による震度分布・津波浸水予測（高知県）

課題3 にぎわいのあるまちの実現

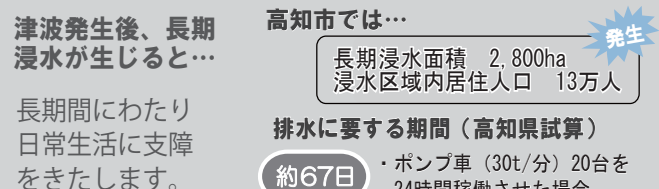
中心市街地の再生や産業振興によるにぎわいのあるまちの実現が必要です。



※国土数値情報の医療施設分布（H26.9時点）（国土交通省）と将来人口推計を基に算出

課題4 災害に備えたまちの実現

河川・海岸堤防の耐震化や液状化対策などのハード対策と、避難体制づくりなどのソフト対策の充実・強化が必要です。



出典：H26南海177地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議資料（高知県）

都市計画の目標

目標年（平成 47 年）における高知広域都市計画区域の人口および面積の目標を以下のように定めます。

人口及び面積の目標

		基準年：平成 27 年 (2015 年)	中間年：平成 37 年 (2025 年)	目標年：平成 47 年 (2035 年)
都市計画区域	人口	419 千人	402 千人	387 千人
	面積	約 29,774ha	約 29,774ha	約 29,774ha
市街化区域	人口	351 千人	339 千人	328 千人
	面積	6,190ha	おおむね 6,190ha	おおむね 6,190ha

※人口フレームは、平成 22 年の国勢調査における男女別 5 歳階級別人口と、市町人口ビジョンの将来人口算出における仮定条件（出生率・生残率・移動率など）を用いて、コーホート要因法により算出した推計値。

現状と課題を踏まえ、3つのまちづくりの基本理念と実現に向けた方針に基づき、誰もが安全で安心して暮らしやすいまちづくりを目指します。

基本理念 1



- ◆ 豊かな自然・歴史・文化のまちづくりへの活用
- ◆ 秩序ある土地利用規制による、生活環境の保全
- ◆ 都市基盤施設等の有効活用や再編による効率的な都市運営

基本理念 2



- ◆ 南海トラフ地震などの災害に備えた多重防御型まちづくりの推進
- ◆ 都市拠点の機能強化や地域の特徴を活かした拠点づくりの推進
- ◆ 人口誘導を図るための生活環境づくりの推進
- ◆ 歩いて暮らせるための交通環境の改善

基本理念 3



- ◆ ユニバーサルデザインに対応したまちづくりの推進
- ◆ 「自助」「共助」「公助」を効果的に活用できる環境づくり

区域区分の有無

高知広域都市計画区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を形成するために、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分する『区域区分』（一般には「線引き」ともいいます。）を継続します。

Q. なぜ、これまで区域区分を定めてきたの？

A. 高度経済成長期に市街地が無秩序に拡散し、インフラ整備が追いつかなくなりました。このため、計画的な市街地の形成を図るとともに、優良な農地や豊かな自然環境を守るため、区域区分を定めました。

Q. これからも区域区分が必要なの？

A. 人口減少下においても現在の生活サービスやコミュニティを維持していくためには、一定の人口密度を維持していく必要があります。このため、引き続き区域区分を定め、人口規模に応じたコンパクトなまちづくりを進めていきます！

土地利用の方針

住まいから公共施設や商業施設などが公共交通や徒歩・自転車で移動可能な範囲にあり、日常生活の利便性や快適性が確保された都市拠点を形成し、拠点間を公共交通を含めた交通ネットワークで結ぶ、多極ネットワーク型の都市の実現に向けた土地利用を進めていきます。

業務地



土地の高度利用を進め、業務サービス機能の更新や誘導を促進し、機能強化を図ります。
【高知城周辺、市町中心部など】

商業地



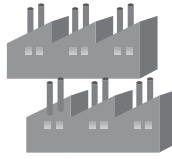
多様な商業サービスを提供する商業機能を誘導し、にぎわいのある商業地の形成を図ります。
【はりまや橋周辺、市町中心部など】

住宅地



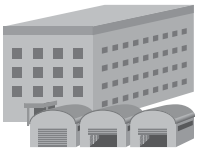
日常生活に必要な利便施設などの誘導、空き地など低・未利用地の有効活用や空き家の利活用を促進し、良好な住環境の形成を図ります。

工業地



新たな産業高度化等の動向に対応した基盤整備によって、事業所の良好な操業環境の維持・創出を図ります。

流通業務地



高規格道路や高知港などの交通機能を活かしながら、既に施設が集積している地区やIC周辺などに流通機能を誘導することにより機能強化を図ります。

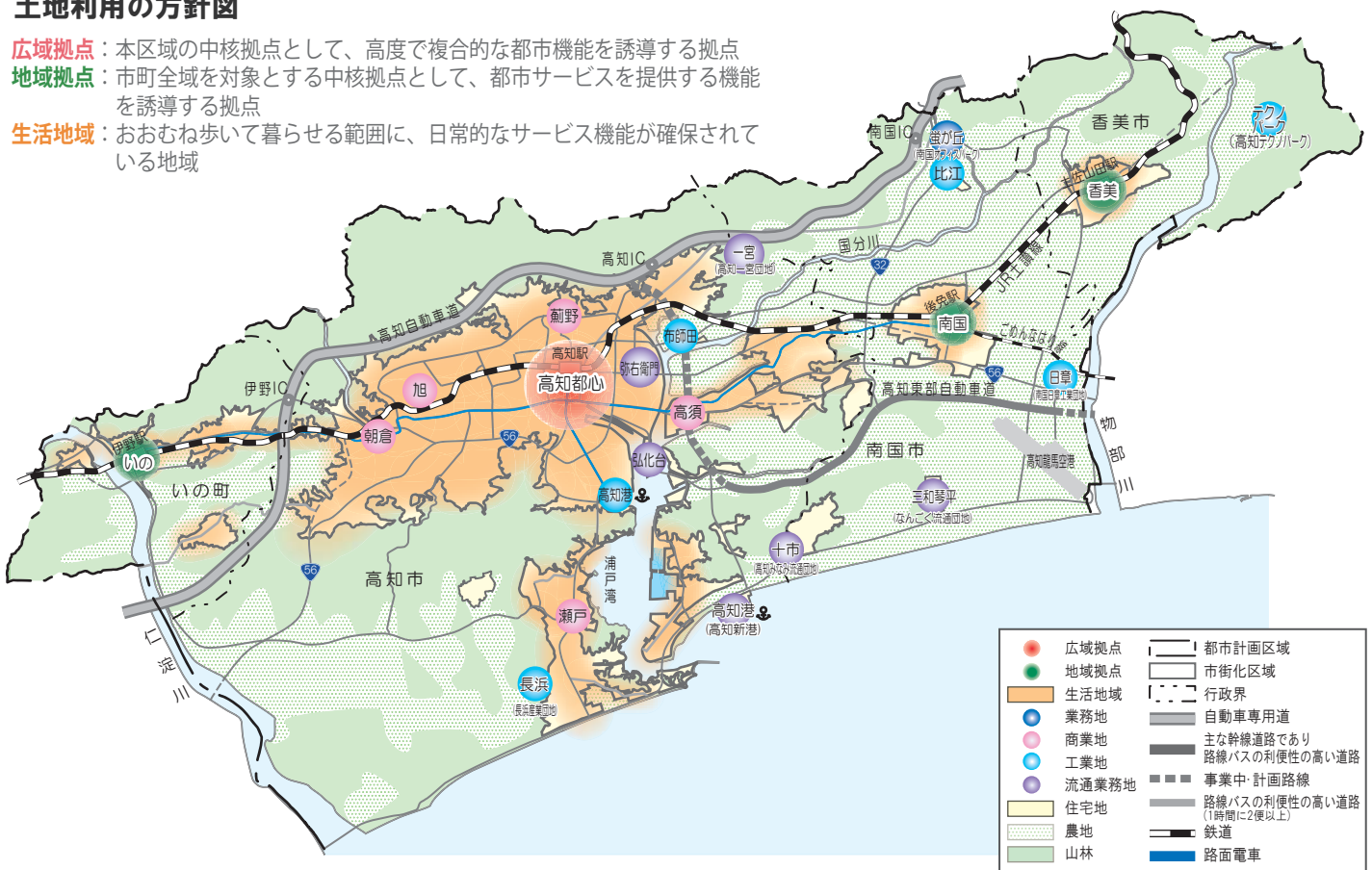
市街化調整区域



南海トラフ地震への備えや既存コミュニティの維持、産業振興など社会情勢の変化に対応し、市町の実情に応じた開発許可制度の運用を行います。(市街化を促進するおそれがないと認められる範囲)

土地利用の方針図

- 広域拠点**：本区域の中核拠点として、高度で複合的な都市機能を誘導する拠点
- 地域拠点**：市町全域を対象とする中核拠点として、都市サービスを提供する機能を誘導する拠点
- 生活地域**：おおむね歩いて暮らせる範囲に、日常的なサービス機能が確保されている地域



都市施設の方針



- ▶ 放射道路や環状道路で構成する道路ネットワークの形成により、交通の円滑化を図り、都市活動を支援します。
- ▶ 災害時などの救援および復旧・復興活動が、安全かつ確実に確保できる道路ネットワークを形成します。
- ▶ 誰もが過度に自動車に依存することなく生活できる、持続可能で利便性の高い公共交通網を形成します。
- ▶ 下水道は、公共下水道や流域下水道など、地域の実情に応じた整備を行い、生活環境の向上や河川などの水質保全のための汚水処理や市街地を浸水から守るための雨水排除を行います。
- ▶ 河川整備では、「治水」「利水」「親水」「生物の多様性」「暮らしと文化・景観」の視点から、地域の暮らしや生態系、河川環境や景観などに配慮した多自然川づくりを推進します。



都市計画道路の整備
(はりまや町一宮線)

用語解説

◆都市施設 …道路・駐車場・駅などの交通施設、公園・緑地などの公共空地、上下水道・ごみ焼却場などの供給・処理施設、その他にも河川、学校、保育所、市場、住宅団地、官公庁施設などが含まれます。

交通体系の方針図



市街地開発事業の方針

- ▶ 都市基盤が弱い地域では、市街地開発事業の実施や建築物の不燃化・難燃化、老朽建築物の建て替え促進、道路の整備や公園・緑地の確保など、優先的に住環境の改善を進めます。



事業前



事業後

土地区画整理事業の実施事例 (高知市潮江西部地区)



自然環境の整備又は保全の方針

- ▶ 四国山地に連なる北山や鷲尾山などの県立自然公園や、仁淀川・物部川および太平洋・浦戸湾などの豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となって良好な都市環境を形成していくために、自然環境の保全を図ります。
- ▶ 住民ニーズをふまえ、容易に利用できるコミュニティの場として公園や緑地の整備を進めるとともに、既存施設の適切な維持管理を行います。



鏡川緑地

都市防災の方針

- ▶ 都市防災については、関係機関が連携し、津波や長期浸水に備えた海岸堤防や河川堤防の耐震化を推進します。
- ▶ 災害時の避難路や避難場所、防災拠点、緊急輸送路の確保・機能強化を図るために、公園や道路の整備を進め、防災ネットワークを形成します。
- ▶ 河川や下水道の整備を進め、水害を防止します。
- ▶ 県民に対し、防災マップや洪水ハザードマップなど、様々な情報提供を実施するとともに、地域コミュニティの形成を通じた「自助」「共助」の強化を支援し、意識の向上を図ります。



津波避難路



津波避難タワー

福祉のまちづくりの方針

- ▶ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づいて、すべての人に快適な生活環境づくりを推進します。
- ▶ 道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設やバス、鉄道などの公共交通のバリアフリー化を推進します。



駅構内のフラット化
(とさでん交通高知駅前電停)

都市景観の方針

- ▶ 高知市の中心市街地やJR高知駅周辺においては、森林県としての豊富な資源を活用し、高知らしさを前面に出した景観形成を進めます。
- ▶ 市街地周辺の田園環境や自然環境を保全し、市街地と一体となった美しい都市景観を形成します。



JR高知駅

共に助け合う協働のまちづくりに向けて

まちづくりには、みなさんの協力が必要です！

これからのまちづくりは、人口減少や高齢化、地域のつながりの希薄化などに対応していくため、行政主導の取り組みに加え、「自助」「共助」を強化し、住民が主体となって取り組むことが重要となります。

まちづくりに住民の意見を反映させるため、住民と行政がまちづくりについて計画の段階から共に検討していけるような仕組みをつくり、行政と住民、民間の事業者などの専門家、さらに、それらをつなぐまちづくりNPOなど、それぞれの役割分担と協働によるまちづくりを進めます。

▶ まちづくりを知る

- ◆ 自分のまちやまちづくりを知ることができるように、積極的な情報提供を実施。

▶ まちづくりに参加する

- ◆ 多くの人に参加しやすい仕組みをつくり、まちづくりに携わる人材を育成。

▶ まちづくりに主体的に取り組む

- ◆ まちづくりに参加する組織の活動を支援。



平成 30 年 3 月

高知県 土木部 都市計画課



高知県イメージキャラクター
「くろしおくん」

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2-20

TEL : 088-823-9846 FAX : 088-823-9349

E-mail : 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/>